

## 黒潮町公告第 13 号

黒潮町 新庁舎建設に係る委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 12 日

黒潮町長 大西 勝也



### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

黒潮町新庁舎建設に係る委託業務

#### (2) 業務目的

黒潮町(以下、本町という)が建築中の新庁舎について、来庁者及び職員にとって快適で機能的な事務所環境を整備し、町民サービスと事務効率の向上につなげることを目的とし、行政サービスの生産工場たる新庁舎を目指すものである。

なお、黒潮町新庁舎建設に関する委託業務(以下、本業務という)の実施にあたっては、現庁舎の現状把握、新庁舎での美観、各課レイアウト、諸室の配置等本町が目指すワークスタイルを十分に考慮し、別紙「特記仕様書」により計画施行するものとする。

#### (3) 業務内容

本町の新庁舎建設に係る以下の業務を委託するものとする。

ア 什器

イ 映像設備

ウ サーバー室内設備・構築

エ ネットワーク設計・構築

オ フロア内LAN配線

カ 窓口サイン

#### (4) 履行期間

契約締結日から平成30年1月31日とする。

ただし、平成30年1月4日より新庁舎での業務開始を予定している。

#### (5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

#### (6) 業務委託料の上限額 209,000,000 円 (消費税込)

### 2. 参加資格要件

(1) 本町が作成する「平成29・30年度黒潮町競争入札参加資格者名簿」に登録されている者で

あること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

下記のいずれかに該当する者は、参加する資格を有しない。

ア 営業に関し法律上必要な資格を有していない者

イ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 納期限の到来した国税。都道府県民税・市区町村民税を滞納している者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団員の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、業務目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者。

(6) 本委託業務と同様の業務を実施した実績を有する者。

(7) プライバシーマークの認証又は品質マネジメント（ISO9001）の認証を取得していること。

(8) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。

### 3. 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

(1) 事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本公告に定める手続きは除く。）

(2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認めた場合

(3) 本公告の規定に違反すると町長が認める場合

(4) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

イ 記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする）

### 4. 参加手続

プロポーザルに係る書類等の配布期間

配布期間

平成29年5月15日（月）から平成29年5月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

5. 事務局

黒潮町役場 まちづくり課新庁舎建設プロジェクト事務局（担当：宮川、宮上）

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 2019-1

TEL 0880-43-2115 FAX 0880-43-2123

6. その他

詳細は、提案説明書による。提案説明書の交付を受けることは提案者の参加資格でもあるので4、5に示した日時及び場所において、交付を受けること。